

厚木市介護保険に関する送付先変更事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険に関する書類（以下「書類」という。）の送付先を変更することについて必要な事項を定めるものとする。

(送付先の変更要件)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、次条の規定による届出があったときは、書類の送付先を変更するものとする。

- (1) 介護保険の被保険者（以下「被保険者」という。）の住民登録地と実際の居所が異なる場合
- (2) 被保険者が介護施設等に入所又は病院に入院等で不在の場合
- (3) 被保険者が死亡した場合
- (4) 被保険者が書類を受け取ることが困難等の事情がある場合

(送付先変更の届出)

第3条 前条に規定する届出を行う者（以下「届出人」という。）は、あらかじめ被保険者（同条第3号に該当する場合は、当該被保険者の相続人）及び送付先となる者（以下「送付対象者」という。）の同意を得た上で、介護保険送付先届出書（以下「届出書」という。）に必要に応じて、次に掲げるものを添えて、市長に届け出るものとする。

- (1) 運転免許証の写し等届出人の本人確認ができるもの。ただし、窓口等で提示等により本人確認ができたときは、この限りでない。
- (2) 登記事項証明書等の写し（届出人が成年後見人、保佐人又は補助人である場合に限る。）

(送付先を変更できる書類)

第4条 前条の規定による届出により送付先を変更できる書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 介護保険資格関係書類
- (2) 介護保険料関係書類
- (3) 介護保険受給者関係書類
- (4) 介護保険給付関係書類

(送付先の再変更)

第5条 届出人等は、送付対象者の転居等により送付先住所等に変更があった場合は、届出書を市長に届け出るものとする。

(送付先変更の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、書類の送付先の変更を取り消すことができるものとする。

- (1) 届出人等から送付対象者の変更又は廃止の届出があった場合
- (2) 書類の返戻等により送付先住所に到達しない場合
- (3) 虚偽又は不正な手段による届出が判明した場合
- (4) 虐待（疑いも含む）等のため、被保険者等の不利益を被る恐れがある場合

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。